

2024年11月28日
みんなでつくる党
代表・党首 大津綾香

(告知・公表)

立花孝志氏による損害賠償請求訴訟の控訴審判決について

本年6月4日、立花孝志氏が原告となり本党の代表・党首である大津綾香に対して損害賠償を求めている訴訟に関して、東京地方裁判所は原告の請求を一部認め、10万円の損害賠償を求める判決を下しました。

この判決では、立花氏が提起した3つの事案についての判断が示され、そのうち以下の事案について原告の名誉を毀損すると認め、その内容に真実性ならびに真実相当性を認めることが出来ないため、違法性阻却事由が無いとしていました。

[一審に於いて真実性ならびに真実相当性が認められなかった事案の概要・論点]
大津綾香が行った「立花さんは、境界知能の方々を自らの支持者にすると仰っていたが、YouTubeなどで連日私の住所を晒し、悪人を成敗すべしと犬笛を吹いている。」とのTwitter/Xの投稿が原告に対する名誉毀損の不法行為にあたるか。

大津綾香は、6月7日付にて公表した下記参考の通り、原告の請求を認めた判決を不服として東京高等裁判所に控訴しておりましたが、11月13日にこの判決の言渡があり、大津綾香の主張が全面的に認められて、勝訴するに至りました。

[参考]

(告知・公表) 立花孝志氏による損害賠償請求訴訟の判決に対する控訴について
<https://www.mintsuku.org/news/1796/>

この判決では、立花孝志氏が大津綾香の住所を晒し、「悪人を成敗すべし」などとTwitter/Xに投稿したことは、自身の影響力を踏まえれば、立花氏の賛同者が同氏の意向に沿って何らかの嫌がらせ行為を行う可能性があることを認識できたはずであると判断し、これを大津綾香が「犬笛を吹いている」と批判したことには真実相当性が認められると結論づけています。

以上